

# 東上田管路耐震化事業

## 募集要項

【令和7年12月12日 変更版】

令和7年12月

下呂市上下水道部水道課

## 【 目次 】

第1章 募集要項の位置づけ.....	1
第2章 本事業の概要.....	2
2.1 事業の目的.....	2
2.2 事業名称.....	2
2.3 事業箇所.....	2
2.4 事業主体.....	2
2.5 事業方式.....	2
2.6 選定方式.....	2
2.7 対象施設.....	2
2.8 業務範囲.....	3
2.9 事業期間.....	4
2.10 関連事業のスケジュール.....	5
2.11 見積上限価格.....	6
第3章 プロポーザル応募の手続等.....	7
3.1 募集等のスケジュール.....	7
3.2 応募者の構成.....	7
3.3 事業スキーム.....	8
3.4 プロポーザル応募に関する手続き.....	8
3.5 プロポーザル応募に関する留意事項.....	10
3.6 本事業に関する担当窓口.....	11
第4章 応募者の備えるべき応募資格要件.....	13
4.1 共通事項.....	13
4.2 設計企業.....	13
4.3 建設企業（代表企業）.....	14
4.4 建設企業（地元企業）.....	14
4.5 応募者の制限.....	15
4.6 応募者が資格要件を喪失した場合の取扱い.....	15
第5章 プロポーザル応募時の提出書類.....	16
5.1 応募資格審査書類.....	16
5.2 提出書類.....	17
第6章 事業者の選定方法.....	18
6.1 応募資格の審査.....	18
6.2 提案書類の確認.....	18
6.3 提案価格・基礎審査.....	18

6.4 選定委員会.....	18
6.5 プレゼンテーションの実施.....	19
6.6 提案内容の審査.....	19
6.7 最優秀提案者等の選定.....	19
6.8 優先交渉権者の決定.....	19
6.9 審査結果の通知及び公表.....	19
第7章 本市と事業者の責任分担.....	20
7.1 基本的考え方.....	20
7.2 予想されるリスクと責任分担.....	20
第8章 契約に関する事項.....	21
8.1 契約手続き.....	21
8.2 契約の枠組み.....	21
8.3 契約保証金.....	22
第9章 対価の支払い.....	23
9.1 費用の構成.....	23
9.2 費用の調達.....	23
9.3 費用の支払方法.....	23

## 第1章 募集要項の位置づけ

東上田管路耐震化事業募集要項（以下、「募集要項」という。）は、下呂市（以下、「本市」という。）が「東上田管路耐震化事業」（以下、「本事業」という。）を設計・施工一括発注方式（DB方式）により実施し、公募型プロポーザル方式を用いて募集及び選定する際、プロポーザル応募者（以下、「応募者」という。）を対象に交付するものである。

また、以下の文書は募集要項と一体のものである。

- (1) 要求水準書
- (2) 事業者選定基準
- (3) 提出書類作成要領及び様式集
- (4) 基本協定書（案）
- (5) 設計業務委託契約書（案）
- (6) 統括管理及び試掘工事委託契約書（案）
- (7) 工事請負契約書（案）

## 第2章 本事業の概要

### 2.1 事業の目的

下呂市水道事業では、最重要基幹施設である下呂取水場、下呂浄水場及び低区配水池までの急所施設の耐震化が喫緊の課題となっている。

一方、既存施設である下呂浄水場から低区配水池までの送水管は、国道41号線を縦断しており、さらに当該送水管から東上田浄水区に給水も行っている状況である。これらの現状を踏まえ、過年度に実施した基本設計では、当該送水管について現行の布設ルートとは別ルートで耐震化・更新を行い、東上田浄水区にも配水している既設送水管について送配水兼用から配水専用への機能変更を行うことが妥当であると判断されているところである。

本事業は、これらの課題を踏まえ、下呂浄水場から低区配水池までの送水管の耐震化を行うものであり、設計・施工一括発注や複数年契約により、地元企業のスキルアップ・育成や水道職員の負担軽減、管路更新事業の工期短縮、設計・施工による品質管理・向上を図ることを目的として実施するものである。

### 2.2 事業名称

東上田管路耐震化事業

### 2.3 事業箇所

① 下呂浄水場から低区配水池までの送水管

### 2.4 事業主体

下呂市

### 2.5 事業方式

本事業の発注方式は、設計及び施工を一括して事業者に委ねる設計・施工一括発注方式（DB方式）とする。なお、設計及び施工に必要な資金については本市が調達する。

### 2.6 選定方式

本事業は、本管路に関する設計・施工に係る技術提案を公募し、応募者の創意工夫や多様な技術提案の審査を行い、最も優れていると認められたものを特定する「公募型プロポーザル方式」で実施する。

### 2.7 対象施設

本事業の対象施設の概要は表 2-1 に示すとおりとする。

表 2-1 対象施設の概要（概算設計数量）

項目	使用・規模等
1. 低区配水池送水管	
送水管	ダクタイル鋳鉄管 (GX) $\phi 300\text{mm}$ $L=1.55\text{km}$ (市道)
水管橋	パイプビーム形式 (SUS、 $\phi 300$ ) 支間長 $L=13.6\text{m}$ (手呂橋) パイプビーム形式 (SUS、 $\phi 300$ ) 支間長 $L=10.4\text{m}$ (市道 20 号 1 号橋)
試掘 N=8 箇所	

※数量は基本設計段階における概算値であり、本事業で実施する設計・工事業務において確定する。

## 2.8 業務範囲

事業者が行う業務範囲は、対象施設の設計業務及び工事であり、その概要は表 2-2 のとおりである。

表 2-2 事業者が行う業務範囲の概要

区分	業務	備考
設計業務	測量調査	設計施工に必要な部分の測量調査
	埋設物調査	設計施工に必要な部分の埋設物調査
	詳細設計業務	各種調査結果等を参考に、必要に応じて提案内容を見直し、対象施設の詳細設計を行う。また、設計成果品の作成を行う。
	設計に伴う各種申請等の補助業務	各種申請等の手続きに必要な関係機関との協議、書類作成等を行い、申請等に係る本市の補助を行う。
	発注者支援業務	工事の出来高精算に係る資料の作成及び交付金の申請に必要となる申請書類等の作成を行う。
統括管理及び試掘業務	統括管理業務	設計から施工に至る業務全体の総合的な調整・管理
	試掘工事	設計施工に必要な部分の試掘調査
工事業務	工事	表 2-1 に示す対象施設の工事及び工事現場管理を行う。
	工事に伴う各種許認可等の申請業務	各種許認可等の手続きに必要な関係機関との協議、書類作成等を行い、申請して許可を受ける。

## 2.9 事業期間

本事業の事業期間は、令和 10 年 7 月 31 日までとする。

## 2.10 関連事業のスケジュール

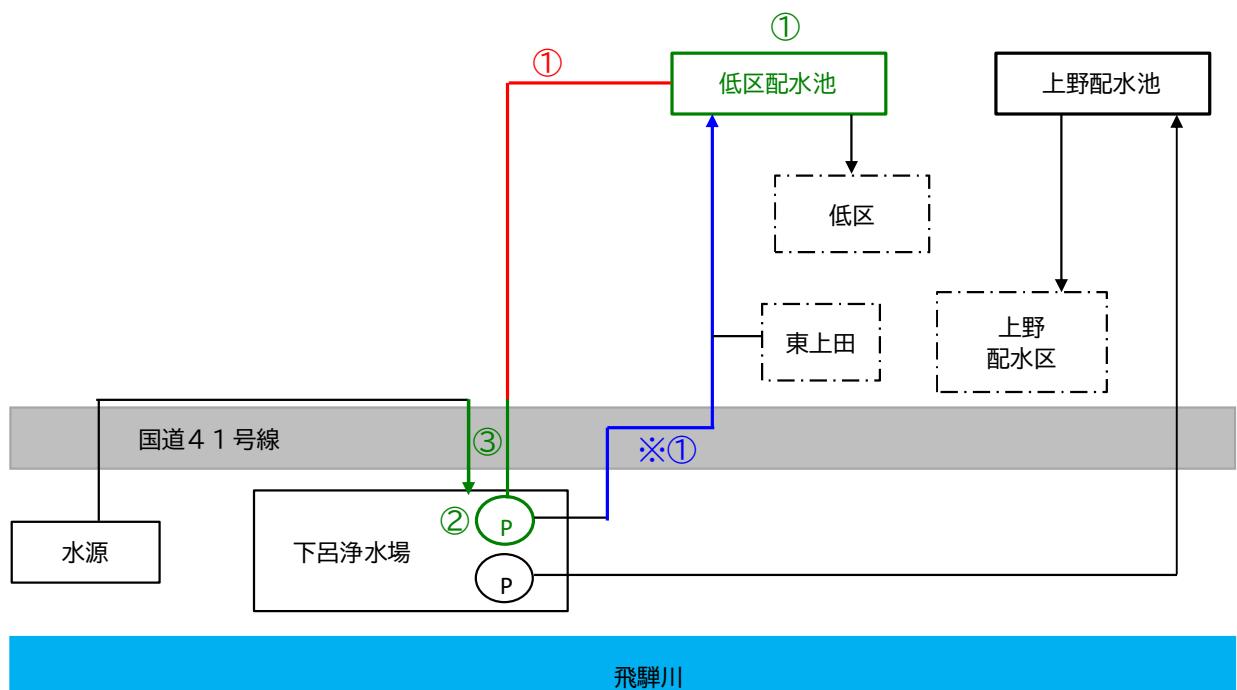
本事業に関する事業のスケジュールは、表 2-3 のとおり予定している。

表 2-3 関連事業のスケジュール

工事名等	工事完了見込み <sup>※1</sup>
① 東上田低区配水池耐震化工事	令和 11 年 2 月末
② 東上田低区配水池送水ポンプ更新工事	令和 10 年 7 月末
③ 東上田導水管及び国道横断管耐震化工事	令和 10 年 7 月末

※1：関連事業の工事が遅延することにより本事業に影響を及ぼす場合は市の責任とする。

本事業及び関連事業の関係図を以下に示す。



・赤色は本事業の業務範囲

①下呂浄水場から低区配水池までの送水管

・緑色は関連事業 (P5の表2-3の①～③)

①東上田低区配水池耐震化工事

※①既設送水管の送配水兼用から配水専用への機能変更を含む

②東上田低区配水池送水ポンプ更新工事

③東上田導水管及び国道横断管耐震化工事

図 2-1 本事業及び関連事業の関係図

## 2.11 見積上限価格

本事業の見積上限価格は次のとおりとする。

・合計金額	444,977,500円
	(うち消費税及び地方消費税額 40,452,500円)
設計業務費	33,006,600円
	(うち消費税及び地方消費税額 3,000,600円)
統括管理及び試掘工事費	
	4,200,900円
	(うち消費税及び地方消費税額 381,900円)
工事費	
	407,770,000円
	(うち消費税及び地方消費税額 37,070,000円)

## 第3章 プロポーザル応募の手続等

### 3.1 募集等のスケジュール

事業者の募集及び選定に当たってのスケジュールは、表 3-1 のとおりである。なお、募集要項等に関する説明会は実施しない。

表 3-1 事業者の募集及び選定のスケジュール

実施事項	日 程
プロポーザル公告、募集要項等の公表	令和7年11月14日（金）
資料貸与（締切り）	令和7年11月21日（金）
募集要項等に関する質問の受付	令和7年11月17日（月）～ 令和7年11月28日（金）
募集要項等に関する質問への最終回答日	令和7年12月12日（金）
応募資格審査書類の受付締切	令和7年12月24日（水）
応募資格審査結果の通知	令和8年1月13日（火）
提案書類の受付締切	令和8年2月6日（金）
プレゼンテーション及びヒアリングの実施	令和8年2月中旬（予定）
事業者の選定	令和8年2月下旬（予定）
基本協定の締結	令和8年3月中旬（予定）
設計業務委託契約の締結	令和8年3月下旬（予定）
工事請負契約の締結	令和8年10月（予定）

### 3.2 応募者の構成

（1）応募者は、複数の企業により構成されるグループ企業とする。グループ企業を構成する企業を「構成企業」とする。

（2）応募者の構成は、以下のいずれかとする。

① 設計業務を担当する設計企業、統括管理及び試掘業務、工事業務を担当する建設企業（代表企業）を含むグループとする。

② 設計業務を担当する設計企業、統括管理及び試掘業務、工事業務を担当する建設企業（代表企業）及び建設企業（地元企業）から構成される共同企業体（甲型JV）を含むグループとする。  
共同企業体は2者で構成されるものとし、最低出資比率は30%以上とする。

（3）応募者の構成企業は他の応募者の構成企業となることはできない。

（4）応募者の代表企業は、建設企業とする。

（5）構成企業から協力企業への再委託又は下請を可とする。協力企業については、地元企業の育成及び地域経済への貢献の観点から、可能な限り地元企業を活用するように配慮する。

(6) 各企業に必要な資格要件は、第4章 応募者の備えるべき応募資格要件による。

### 3.3 事業スキーム

本事業のスキームは、図 3-1 に示すスキーム図のいずれかとする。

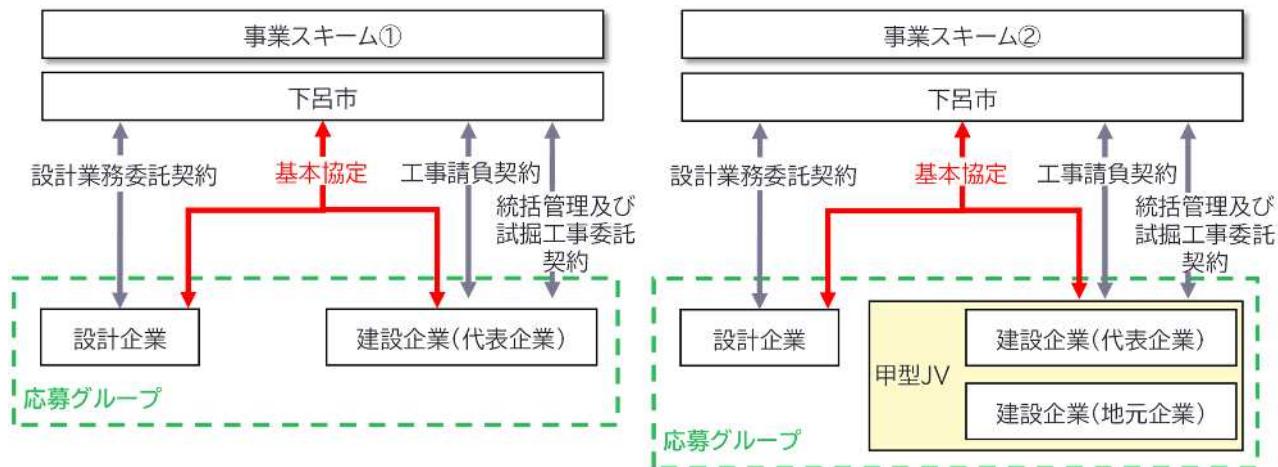


図 3-1 事業スキーム

### 3.4 プロポーザル応募に関する手続き

#### (1) 募集要項等に関する質問の受付・回答

##### 1) 質問の受付

ア) 受付期間：令和7年11月17日（月）～令和7年11月28日（金）午後5時必着

イ) 提出方法：電子メールで提出のこと。

【様式】募集要項等に関する質問書（様式1）

【電子メール件名】「募集要項等に関する質問（応募者名）」

【宛先】3.6 参照

##### 2) 資料貸与

ア) 貸与期間：令和7年11月17日（月）～令和7年11月21日（金）

イ) 貸与資料：以下に示す資料を貸与する。

No	業務名称	完了時期
1	低区配水池更新基本設計・低区配水池送水管更新概略設計業務	令和5年8月
2	下呂市水道施設更新に係るPPP導入可能性調査他業務 (地質調査報告書（手呂橋、市道20号1号橋）)	令和7年3月

ウ) 貸与方法：電子メールで資料貸与申請書（様式2-1）を提出すること。

【電子メール件名】「資料貸与の申請（応募者名）」

【宛先】3.6 参照

なお、送信者は電子メールを送信後、本市に対し、申請期間中の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に、送信確認の電話連絡を行うものとする。

#### 工) 注意事項

- ① 資料媒体は電子データ（CD-R 又は DVD-R）とする。
- ② 貸与日時は、申請者に別途通知する。
- ③ 資料貸与時の質疑は受け付けない。
- ④ 資料貸与時に、守秘義務に遵守に関する誓約書（様式2－2）の原本を提出すること。
- ⑤ 貸与資料は、本事業に係る技術提案や応募を検討することを目的とした参考資料であり、本事業の条件や範囲、数量、その他契約事項を規定するものではない。

#### 3) 質問の回答

令和7年12月12日（金）までに3.6に示す本市ホームページで公表する。回答にあたっては質問者を匿名化する。

#### （2）応募資格審査書類の受付

応募者は、受付期間内に応募資格審査書類を提出するものとする。なお、書類の提出は、代表企業が行わなければならない。

##### 1) 提出書類

5.1に示す「応募資格審査に関する提出書類」

##### 2) 提出方法

ア) 受付期間：令和7年12月17日（水）～令和7年12月24日（水）までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

イ) 提出方法：3.6に示す場所に持参により提出すること。

#### （3）応募資格審査結果の通知

応募資格審査結果は、令和8年1月13日（火）までに本市から応募者の代表企業に対して、書面（郵送）により通知する。

#### （4）提案書類の受付

応募者は、受付期間内に提案書類を提出するものとする。また、書類の提出は、代表企業が行わなければならない。

なお、提案書類受付期間後の書類の追加・修正・差替はできない。

##### 1) 提出書類

5.2に示す「提案書類」

##### 2) 提出方法

受付期間：令和8年1月30日（金）～令和8年2月6日（金）での午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

提出方法：3.6に示す場所に持参により提出すること。

**(5) プロポーザル応募辞退届の受付**

参加資格を有する旨の通知を受けた応募者が、プロポーザル応募を辞退する場合は、受付期間内にプロポーザル応募辞退届を提出するものとする。なお、書類の提出は、代表企業が行わなければならない。

**1) 提出書類**

5.1に示す「プロポーザル応募辞退届」

**2) 提出方法**

受付期間：令和8月1月30日（金）～令和8年2月6日（金）までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

提出方法：3.6に示す場所に持参により提出すること。

**(6) プレゼンテーションの実施**

本市は、基礎審査等を通過した応募者に対し、令和8年2月中旬（予定）に提案書類に関するプレゼンテーションを行い、ヒアリング等を実施する。

詳細については、該当する応募者の代表企業に別途通知する。

**3.5 プロポーザル応募に関する留意事項**

**(1) 募集要項の承諾**

応募者は提案書類の提出をもって、募集要項及び追加資料の記載内容を承諾したものとみなす。

**(2) 費用負担**

プロポーザル応募に際し、応募に係る費用は、すべて応募者の負担とする。

**(3) プロポーザル応募において使用する言語・通貨単位及び時刻**

プロポーザル応募において使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

**(4) 著作権**

応募者が提出した提案書類の著作権等は、応募者に帰属する。

ただし、本市が本事業の公表及び本市が必要と認める時には、事業提案の全部又は一部を無償で使用できるものとする。また、事業者に決定した者以外の応募者提案については、本事業の公表以外には原則として使用しない。

ただし、本市に提出された資料は、下呂市情報公開条例に基づき提出書類を公開する場合がある。

**(5) 募集要項の承諾**

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている材料、工法、維持管理方法等を使用したことに起因する責任は、

提案を行った応募者が負う。

(6) 提出書類の取扱い

応募者から提出を受けた書類は返却しない。

(7) 提示資料の取扱い

本市が提示する資料は、プロポーザル応募に係る検討以外の目的で使用することはできないものとする。

(8) プロポーザル応募無効に関する事項

以下のいずれかに該当する提案書は、無効とする。

- 1) 募集要項に示した応募者の備えるべき応募資格のない者の提出した書類
- 2) 事業名及び見積金額のない書類
- 3) 代表企業名、構成企業名及び押印のない又は不明瞭な書類
- 4) 事業名に誤りのある書類
- 5) 見積金額の記載が不明瞭な書類
- 6) 見積金額を訂正した書類
- 7) 一つの応募について同一の者が二つ以上の異なる提案を行った書類
- 8) 提案書類の受付期間締切までに本市担当窓口に到達しなかった書類
- 9) 公正な価格を害し、又は不正な利益を得るために明らかに連合したと認められる者の提出した書類
- 10) 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(昭和 22 年法律第 54 号) に違反し、見積金額又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した書類

(9) 応募者が1者のみであった場合の取扱い

本事業に対する応募者が1者のみであった場合は、「第6章 事業者の選定方法」に示す手順に基づき、応募者の審査を行い、最優秀提案者として選定することの可否を決定する。

(10) 必要事項の通知

募集要項等に定めるものの他、プロポーザルにあたっての留意点等、必要な事項が生じた場合には、代表企業に通知する。

### 3.6 本事業に関する担当窓口

本事業に関する手続き等の担当窓口を以下のとおり定める。

〒509-2515 岐阜県下呂市萩原町花池 263 番地 7

下呂市上下水道部水道課 (担当: 兼山・上野)

T E L : 0576-52-2460

F A X : 0576-52-2461

電子メール: gco000005@city.gero.lg.jp

入札・契約情報ホームページ：

<https://www.city.gero.lg.jp/life/5/27/>

## 第4章 応募者の備えるべき応募資格要件

応募者の資格要件は次のとおりとする。

### 4. 1 共通事項

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号に規定する事実があったと認められる者にあっては、その事実があった後 3 年が経過していること。
- (3) 応募資格審査書類提出日から基本協定締結時までの間に、法令等に基づく営業停止等の措置を受けていないこと。
- (4) 応募資格要件確認基準日から基本協定締結時までの間に、本市から指名停止の措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者ないこと。
- (6) 本市が制定する契約等からの暴力団排除に関する措置要綱第 2 条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員等と認められる者でないこと。

### 4. 2 設計企業

設計企業は、次の（1）から（4）までの要件をすべて満たす者でなければならない。

- (1) 建設コンサルタント登録規定（国土交通省告示）に基づく「上水道及び工業用水道」部門の登録を受けていること。
- (2) 令和 7 年度下呂市入札参加資格者名簿の「建設コンサルタント業務」のうち、「上水道及び工業用水道」に登録されており、岐阜県内に本社、支社又は営業所等を有していること。
- (3) 平成 27 年度以降に、元請として地方公共団体が発注する水道事業における口径 300mm 以上の導水管路又は送水管路若しくは配水管路における詳細設計の業務完了実績を有していること。
- (4) 次の要件を満たす技術者を配置できること。なお、管理技術者及び照査技術者の兼務は認めない。
  - 1) 管理技術者は、技術士法に基づく技術士（総合技術監理部門（上下水道部門－上水道及び工業用水道）又は、上下水道部門（上水道及び工業用水道））の登録を受けている者で、当該設計企業と直接的な雇用関係にある者（応募資格審査書類提出日において、連続して 3 ヶ月以上の雇用関係にある者であること）。
  - 2) 照査技術者は、技術士法に基づく技術士（総合技術監理部門（上下水道部門－上水道及び工業用水道）又は、上下水道部門（上水道及び工業用水道））の登録を受けている者で、当該設計企業と直接的な雇用関係にある者（応募資格審査書類提出日において、連続して 3 ヶ月以上の雇用関係にある者であること）。

#### 4.3 建設企業（代表企業）

代表企業は、次の（1）から（7）までの要件をすべて満たす者でなければならない。

- (1) 単体企業の場合は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下同じ。）第 3 条に規定する「水道施設工事」に係る「特定建設業」の許可及び「管工事」に係る「一般建設業若しくは特定建設業」の許可を受けていること。共同企業体の場合は、同法第 3 条に規定する「水道施設工事」に係る「特定建設業」の許可を受けていること。
- (2) 令和 7 年度下呂市入札参加資格者名簿の「建設工事」のうち、単体企業の場合は「水道施設工事」及び「管工事」、共同企業体の場合は「水道施設工事」に登録されていること。
- (3) 建設業法施行規則第 27 条の 23 に規定する経営事項審査について、応募資格審査事項の受付を行う日から起算して 1 年 7 ヶ月以内に受審していること。また、総合評定通知書の総合評定値（P 点）について、単体企業の場合は水道施設工事で 700 点以上及び管工事で 700 点以上、共同企業体の場合は水道施設工事で 700 点以上若しくは地方公共団体が発注した水道事業における管路 DB 工事の元請（代表企業）実績を有すること。
- (4) 平成 27 年度以降に元請として地方公共団体が発注する水道事業における口径 300mm 以上の水道用ダクタイル鋳鉄管の布設工事実績を有していること。
- (5) 「水道施設工事」に係る監理技術者の資格を有する者で、当該建設企業と直接的な雇用関係にある者を専任で配置できること。ただし、工事請負契約開始時に契約日の 3 ヶ月以上前から直接的な雇用関係にある者を新たに専任で配置することは可とする。
- (6) 単体企業の場合は、本市内に下呂市入札参加資格者名簿に登録されている本店を有していること。
- (7) 事業期間を通じて設計から施工に至る業務全体を総合的に調整・管理する統括責任者を配置すること。また統括責任者は、本市との統括的な連絡窓口となるが、設計施工期間における事業進捗に応じて、本市の承諾を得た上で、主な連絡窓口を別に定めてもよい。なお、統括責任者は監理技術者を兼ねることができる。

#### 4.4 建設企業（地元企業）

地元企業は、次の（1）から（4）までの要件をすべて満たす者でなければならない。

- (1) 建設業法第 3 条に規定する「水道施設工事」及び「管工事」に係る「一般建設業若しくは特定建設業」の許可を受けていること。
- (2) 令和 7 年度下呂市入札参加資格者名簿の「建設工事」のうち、「水道施設工事」及び「管工事」に登録されていること。
- (3) 建設業法施行規則第 27 条の 23 に規定する経営事項審査について、応募資格審査事項の受付を行う日から起算して 1 年 7 ヶ月以内に受審していること。また、総合評定通知書の総合評定値（P 点）が管工事で 700 点以上であること。
- (4) 本市内に下呂市入札参加資格者名簿に登録されている本店を有していること。

#### 4.5 応募者の制限

以下の（1）又は（2）に該当する者は、応募者となることができない。

（1）本事業に係る選定委員会の委員と資本面又は人事面において関係がある者。

（2）本事業における事業者の募集及び選定に係るアドバイザリー業務に関与した者と資本面又は人事面において関連がある者。

「資本面において関係のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える議決権を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者をいい、「人事面において関係のある者」とは、当該企業の役員を兼ねている場合をいう。

なお、本事業における事業者の募集及び選定に係るアドバイザリー業務に関与した者は次のとおりである。

- ・株式会社中央設計技術研究所
- ・E Yストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社

#### 4.6 応募者が資格要件を喪失した場合の取扱い

応募者の代表企業及び構成企業が、応募資格要件確認基準日の翌日から事業者決定日までの間、4.1 に記載されている資格要件を喪失した場合、又は応募資格書類に虚偽の記載をした場合※は、以下の取扱いとする。

（1）代表企業が資格要件を喪失した場合

代表企業が資格要件を喪失した場合、当該グループ企業を失格とする。

（2）構成企業が資格要件を喪失した場合

代表企業以外の構成企業が資格要件を喪失した場合、当該資格要件を喪失した構成企業を除外し、当該構成企業が請負、又は受託する予定であった業務について、新たに本市へ応募資格審査書類を提出し、応募資格の確認を受けたうえで、構成企業の役割分担の変更、又は構成企業の追加を認める。

※応募資格審査に虚偽の記載をした場合については、上記の取扱いにて「資格要件を喪失した」を「応募資格審査書類に虚偽の記載をした」に読み替えることとする。

## 第5章 プロポーザル応募時の提出書類

プロポーザル応募時に提出する書類は、下表のとおりとする。詳細は、提出書類作成要領及び様式集を参照すること。

### 5.1 応募資格審査書類

	提出書類	様式
応募資格審査に関する提出書類	・応募資格審査書類一覧表	様式 I-1
	・参加表明書	様式 I-2
	・応募者の構成企業一覧表	様式 I-3
	・資格審査申請書	様式 I-4
	・設計企業の応募資格要件に関する書類	様式 I-5
	・設計企業実績	様式 I-5-1
	・配置予定技術者の資格（設計企業）	様式 I-5-2
	・代表企業の応募資格要件に関する書類	様式 I-6
	・施工実績（代表企業）	様式 I-6-1
	・配置予定技術者の資格（代表企業）	様式 I-6-2
	・管路D B実績（代表企業）	様式 I-6-3
	・建設企業（地元企業）の応募資格要件に関する書類	様式 I-7
	・委任状	様式 I-8
	・会社概要書及び定款（代表企業、構成企業）	－
	・決算報告書（代表企業、構成企業、決算報告書は直近3ヶ年）	－
	・登記簿謄本（代表企業、構成企業、直近の履歴事項全部証明書原本）	－
	・募集要綱の応募資格要件各種税の納税証明書（代表企業、構成企業、直近1ヶ年）	－
	・共同企業体協定書	－
その他	・プロポーザル応募辞退届	様式 II-1

## 5.2 提出書類

	提出書類	様式
提案内容審査に関する提出書類	① 提案書類審査に関する提出書類	
	・提案書類提出一覧表	様式III-1
	・提案書類提出書	様式III-2
	・見積書	様式III-3
	・見積金額計算書	様式III-4
	② 技術提案書	
	・設計企業の実績一覧	様式IV-1
	・代表企業の実績一覧	様式IV-2
	・配置予定技術者の実績一覧	様式IV-3
	・事業実施方針	様式IV-4
	・事業実施体制	様式IV-5
	・調査・設計計画	様式IV-6
	・施工計画	様式IV-7
	・工期の確実性	様式IV-8
	・環境対策	様式IV-9
	・地元企業の育成・活用、地域貢献	様式IV-10

## 第6章 事業者の選定方法

### 6.1 応募資格の審査

#### (1) 応募資格審査書類の審査

本市は、本事業の応募者に求めた応募資格審査書類がすべて揃っていることを確認し、審査する。書類不備の場合は失格とする。ただし軽微な書類不備の場合は、この限りではない。

#### (2) 応募資格要件の審査

本市は、応募者が「第4章 応募者の備えるべき応募資格要件」を満たしていることを審査する。応募資格要件を1つでも満たしていない場合は失格とする。

#### (3) 参加資格確認結果の通知

本市は、応募資格審査の結果を応募者の代表企業に通知する。

### 6.2 提案書類の確認

本市は、応募者から提出された提案書類がすべて揃っていることを確認する。ただし、軽微な書類不備等の場合は、追加提出を求めるとともに技術評価に反映することがある。

### 6.3 提案価格・基礎審査

#### (1) 提案価格審査

本市は、応募者が提出した提案価格が、見積上限価格以内であることを審査する。見積上限価格を超えた場合は失格とする。また、提案価格が著しく低い提案者については、プレゼンテーション時において価格の妥当性等についてヒアリングを行う。

#### (2) 基礎審査

本市は、提案価格が見積上限価格以内である応募者を対象として、要求水準内容の審査を実施する。提案内容が「要求水準書」に定めた要求水準を満たしているか否かを審査する。要求水準を満たしていない場合は失格とする。

#### (3) 結果の通知

本市は、提案価格及び基礎審査の結果を、応募者の代表企業へ通知するとともに、プレゼンテーションの日程を応募者に伝える。

### 6.4 選定委員会

事業者の選定にあたり、本市は選定委員会を設置する。選定委員会は、提案内容審査における事業者選定基準や募集要項の事業者選定に関する書類の検討を行うほか、事業者選定における以下に示す事項を実施する。

## 6.5 プレゼンテーションの実施

提案価格の審査及び基礎審査後、応募者ごとにプレゼンテーションを実施し、当該応募者に対し、ヒアリングを行う。

## 6.6 提案内容の審査

応募者が提出した提案内容に対して、審査項目及び配点に基づき得点化を実施する。

詳細については、「事業者選定基準」に示す。

## 6.7 最優秀提案者等の選定

各応募者の総合評価点が最も高い提案を最優秀提案とし、最優秀提案者に選定する。

また、最優秀提案の次に優秀な提案を優秀提案とし、優秀提案者に選定する。ただし、総合評価点が同点の場合は、技術評価点が最も高い提案を最優秀提案として選定する。なお、以上により優劣が決定できない場合は、くじ引きにより最優秀提案者を決定する。

## 6.8 優先交渉権者の決定

本市は、選定委員会より選定された最優秀提案者を本事業の優先交渉権者に、優秀提案者を次点交渉権者に決定する。

ただし、本事業に対する応募者が1者の場合には、その応募者を優先交渉権者に決定する。

## 6.9 審査結果の通知及び公表

本市は、選定委員会における審査及び選定の結果を取りまとめて、応募者に対して書面にて通知するとともに、3.6に示す本市ホームページで公表する。優先交渉権者と次点交渉権者への書面通知には、優先交渉権者であること、次点交渉権者であることを明記する。なお、電話による問い合わせには応じない。

また、各応募者の総合評価点の算定結果は公表するが、優先交渉権者以外の応募者の代表企業名及び構成企業名は非公表とする。

なお、優先交渉権者にならなかった応募者は、その理由について通知日の翌日から起算して7日以内に本市へ説明を求めることができる。

## 第7章 本市と事業者の責任分担

### 7.1 基本的考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、そのリスクを最も良く管理できる者が該当リスクを適正に分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供ができるというものである。この考え方により、設計及び施工に関するリスクは、原則として事業者が負担する。ただし、事業者が負うことが適当でない部分については、本市が責任を負う。

### 7.2 予想されるリスクと責任分担

本市と事業者との責任分担は、設計業務委託契約書(案)、統括管理及び試掘工事委託契約書(案)工事請負契約書(案)及び別紙1「リスク分担表」に示すとおりであり、応募者は、負担すべきリスクを想定したうえで提案を行うこと。

## 第8章 契約に関する事項

### 8.1 契約手続き

#### (1) 契約の条件

優先交渉権者と本市は、契約の締結に関する基本協定締結に際し、基本協定書（案）の内容について提案書類提出時に未定であったもの以外は変更しないものとし、速やかに合意、契約締結を行う。

基本協定書に基づき、事業期間を通じて設計から施工に至る業務全体を総合的に調整・管理する統括責任者を配置すること。

#### (2) 契約の解除

優先交渉権者が4.6「応募者が資格要件を喪失した場合の取扱い」に該当し、応募資格要件を喪失した場合は、本市は優秀提案者として次点交渉権者に決定した応募者と契約交渉を行う。ただし、4.6(2)「構成企業が資格要件を喪失した場合」において、新たに本市へ応募資格審査書類を提出し、応募資格の確認を受けたうえで、構成企業の役割分担の変更、又は構成企業の追加を本市が認めた場合は、この限りではない。

### 8.2 契約の枠組み

#### (1) 契約及び設計、工事の流れ

本市と事業者は、提案書類に示す設計額（提案設計価格）に基づき、設計業務委託契約を締結する。

設計業務は、あらかじめ設定された工区ごとに、設計成果品を作成し、当該設計の部分引渡しを行う。設計業務（測量を含む）に関する条件変更又は数量変更等があれば、変更契約を行う。

また、本市と事業者は、設計業務と同時期に統括管理及び試掘工事委託契約を締結する。

本市と事業者は、各工区における設計業務の完成後、その工区ごとに請負率を踏まえた実施設計工事額により工事請負契約を締結する。なお、実施設計工事額は、事業者から提出された設計成果品に基づき本市が積算を行い算出する。

本市は、各会計年度における支払限度額の範囲内で、設計、工事の出来高検査を行う。事業者は、各工区の工事精算数量確定後に出来高精算を行い、請負率を踏まえた変更設計額で変更契約を行う。

#### (算定方法)

請負率 = 提案工事価格／工事費の見積上限価格

#### (2) 対象者

契約の対象者は、以下のとおりとする。

項目	対象者
基本協定	応募者

設計業務委託契約	設計企業
統括管理及び 試掘工事委託契約	代表企業又は建設 JV
工事請負契約	代表企業又は建設 JV

### (3) 締結時期及び契約期間

締結時期及び契約期間は、以下を予定とする。

項目	締結時期	契約期間
基本協定	令和8年3月中旬	
設計業務委託契約	令和8年3月下旬	令和8年3月下旬 ～令和10年7月31日
統括管理及び試掘工事 委託契約	令和8年4月上旬	令和8年4月上旬 ～令和9年3月31日
工事請負契約	令和8年10月上旬～ (提案による)	令和8年4月上旬 ～令和10年7月31日 (1工区～3工区)

### 8.3 契約保証金

設計業務委託契約書及び工事請負契約書に基づくものとする。

## 第9章 対価の支払い

### 9.1 費用の構成

費用の構成は以下に示すとおりである。

項目	該当する業務		備考
設計業務費	測量調査費	測量調査業務	
	設計費	詳細設計業務	
		各種申請等の補助業務	
	発注者支援業務費	出来高精算業務及び交付金申請書等作成業務	
統括管理及び試掘工事費	統括管理業務費	統括管理業務	
	試掘工事費	試掘業務	
工事費	工事費	工事業務	
		各種許認可等の申請業務	

※統括管理業務費のうち、設計業務委託契約から最早開始の工事工区着手までの期間（6ヶ月間を想定）に実施する統括管理業務費については、モニタリング総合会議出席を含めた調整・管理費用（月4日を想定）であり、当該業務について合計24日を超えた場合又は下回った場合でも費用の増減額による精算等は行わない。また、最早開始の工事工区着手後における統括管理業務は工事業務の費用に含まれるものとする。

### 9.2 費用の調達

設計・工事等に要する費用は、本市が調達するものとする。

### 9.3 費用の支払方法

設計・工事等に要する費用は、各年度の出来高に応じて支払う。

なお、各会計年度における支払限度額割合は以下のとおりとする。

- ・令和8年度：提案価格の約24%
- ・令和9年度：提案価格の約55%